

尾張旭市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和5年2月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

市民生活部（暮らし政策課、市民活動課・市民活動支援センター・少年センター、多様性推進課、市民課、産業課・農業支援室、環境課・環境事業センター）

3 監査の期間

令和4年12月23日から令和5年1月27日まで

4 監査の方法

令和4年度（令和4年11月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

(1) 令和4年度自転車等駐車場整理業務委託において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。

また、同委託において、特定随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。尾張旭市特定随意契約事務取扱要領では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、事前公表書及び締結後公表書により、内容の公表を行うこととしている。（市民活動課）

(2) 自転車等駐車場草刈委託において、施行（見積徴収）伺いが作成されていない。随意契約事務の手順では、業務に係る予定額が10万円を超えるものについては、施行（見積徴収）伺いの作成が必要とされている。（市民活動課）

(3) 自転車の防犯登録抹消についての依頼文において、文書に付す記号に誤りがある。尾張旭市文書取扱規程では、文書の記号は該当文書の属する年度を示す数字の次に、原則としてその文書の関係課を表示する漢字1字を加えることとしてい

る。(少年センター)

- (4) 農業用施設草刈等委託において、特定随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。尾張旭市特定随意契約事務取扱要領では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、事前公表書及び締結後公表書により、内容の公表を行うこととしている。(農業支援室)
- (5) 旭平和墓園清掃業務において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。(環境課)
- (6) 令和4年度尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業の実施伺いにおいて、副市長専決である補助金についての決裁が部長において行われている。尾張旭市決裁規程により、300万円を超える補助金については、副市長専決事項とされている。(環境課)